

2015年5月28日

逗子市

平成27年逗子市議会第2回定例会付議予定事件

平成27年6月4日開会予定の第2回定例会付議予定事件は、次のとおりです。

1 報告

- ・報告第4号 予算の繰越しについて（一般会計 繰越明許費）（財政課）
平成26年度逗子市一般会計予算のうち、繰越明許費の設定をした男女共同参画プラン推進事業、高齢者センター整備事業、小児医療費助成事業、保育所等緊急整備事業、体験学習施設事務費、（仮称）療育・教育の総合センター整備事業、成人等保健事業、妊婦健診事業、逗子市商工会助成事業、逗子市観光協会助成事業、自然の回廊プロジェクト推進事業、（仮称）池子の森自然公園整備事業、公園内有料運動施設整備事業、海水浴場運営費、やさしい道づくり事業、JR逗子駅前広場整備事業、教育用コンピュータ維持管理事業（小学校費及び中学校費）及び市立体育館維持管理事業について平成27年度に予算を繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき報告するもの
- ・報告第5号 逗子市土地開発公社の経営状況の報告について（管財課）
逗子市土地開発公社の平成26年度決算並びに平成27年度事業計画・予算及び資金計画について地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき報告するもの
- ・報告第6号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）（河川下水道課）
平成27年4月1日に発生した、葉山町役場駐車場において河川下水道課職員が運転する公用車が葉山町の公用車に接触した事故に伴う損害賠償について、平成27年5月7日付けで専決処分したため、地方自治法第180条第2項の規定により報告するもの

2 議案

- ・議案第43号 逗子市個人情報保護条例の一部改正について（情報公開課）
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）が公布されたこと等を受け、改正の要あるため提案するもの
- ・議案第44号 逗子市職員給与条例等の一部改正について（職員課）
平成26年8月7日付け人事院勧告を受けた一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成26年法律第105号）の施行に伴い、国家公務員における給与制度の総合的な見直しを踏まえ、本市一般職職員の給与について改正の要あるため提案するもの
- ・議案第45号 逗子市職員の退職手当に関する条例の一部改正について（職員課）
国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（平成26年法律第107号）の施行に伴い、退職手当の調整額が改定されたことから、本市一般職職員の退職手当について改正の要あるため提案するもの
- ・議案第46号 逗子市手数料条例の一部改正について（生活安全課）
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）の施行に伴い、法律の題名が改正されたことから、改正の要あるため提案するもの

・議案第47号 逗子市介護保険条例の一部改正について (介護保険課)

介護保険法施行令(平成10年政令第412号)等の改正に伴い、第1号被保険者のうち介護保険料の所得段階が第1段階に該当する者について、基準額に乗じる割合を変更するに当たり、改正の要あるため提案するもの

・議案第48号 逗子市営住宅条例の一部改正について (都市整備課)

福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律(平成27年法律第20号)の施行に伴い、改正の要あるため提案するもの

・議案第49号 逗子市青少年会館条例の廃止について (児童青少年課)

平成27年9月30日をもって逗子市青少年会館を廃止することに伴い、廃止の要あるため提案するもの

・議案第50号 平成27年度逗子市一般会計補正予算(第1号) (財政課)

歳出については、まち・ひと・しごと創生総合戦略等策定に係る経費としてまち・ひと・しごと創生総合戦略等策定事業を、地域活動センタートイレ改修に係る経費として地域活動センター整備事業を、コミュニティセンタートイレ改修及び授乳室設置に係る経費としてコミュニティセンター整備事業を、それぞれ計上し、文化プラザホール10周年記念事業に係る経費として文化プラザホール維持管理事業を、臨時福祉給付金補助金の精算に係る経費として臨時福祉給付金支給事業を、小規模多機能型居宅介護事業所の整備等の補助金に係る経費として福祉推進事務費を、子育て世帯臨時特例給付金補助金の精算に係る経費として子育て世帯臨時特例給付金支給事業を、講座企画運営、事業実施に係る経費として体験学習施設講座等事業を、小坪海浜地建物解体工事に係る経費として漁港施設維持管理事業を、逗子の景観まちづくり瓦版冊子印刷製本等に係る経費として景観のまちづくり推進事業を、それぞれ増額し、教育研究所工事期間に使用する逗子会館のエアコン設置等に係る経費として仮設教育研究所維持管理事業を計上するもの。

歳入については、福祉推進事務費に係る地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金及び地域医療介護総合確保基金事業費補助金を計上、地域活動センター整備事業、コミュニティセンター整備事業、文化プラザホール維持管理事業、体験学習施設講座等事業及び景観のまちづくり推進事業に係るコミュニティ助成事業助成金を計上するほか、繰越金の増額をもって措置するもの。

補正額は、歳入歳出とも69,699千円(補正後の総額は、18,329,699千円)

本件に関するお問い合わせ先
電話046-873-1111 (代表)
※各議案の担当課にお尋ねください。

議案とりまとめ担当：総務課
電話046-873-1111 (代表)